



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

生物多様性条約

COP10:生物多様性条約第10回締約国会議 (Conference of the Parties)が2010年10月に名古屋で開催されます。

「COP10が2010年10月に名古屋で開催されます」 えっ? 今月コペンハーゲンでCOP15が開催されるんじゃないの?? 10より先に15が開催されるの??? と思われた方はいませんか?

COPとは、Conference of the Partiesの略で、条約締約国会議の意味です。COP15は気候変動枠組条約に関する15回会議で、地球温暖化について毎年行われ、京都議定書で有名な地球温暖化防止京都会議(COP3)の流れをひくものです。

COP10は、生物多様性条約に関する10回目の会議で、ほぼ2年に1回開催され、これが来年10月に名古屋で開催されるものです。

さて、生物多様性とはなんですか?  
あらゆる生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまで含めた幅広い概念だそうです。恐竜時代は1000年に1種だった種の絶滅速度が、今は1年に4万種に増えており、「生物多様性は単に情緒的な意味ではなく、世界として危機に直面している」と言われています。

地球上では、生物はつながりあって生活しています。私たち人間は、他の生物の恵みによる恩恵で生計を営んでいます。ある生物の乱獲により直接に影響がなくてもめぐりめぐって人間への影響も十分に考えられるでしょう。

人間の生活に関係のなさそうな植物や昆虫でも人間にとって有用な植物の繁殖に関わっている可能性もあります。生物間のかかわりを認識することが生物多様性の保全に繋がると考えられます。

しかし、生物多様性の理解が進まない事の要因として、ベンチマークがないことが一因となっています。全生物のアセスメントが不可能であり、まだ見つかっていない生物種が既知の種よりもはるかに多いともいわれています。温暖化のように、「CO2を25%削減」などのわかりやすい指標があれば理解が進みイメージしやすくなると思われます。

世界的には、生物多様性条約に関するCOP10は非常に関心が高く、気候変動とならび重要な地球環境問題と認識されているそうです。

私たちの地元である名古屋での開催を機に、日本での認知が高まり、生物多様性の重要性、生物間の関わりへの認識と意識が高まることが期待されます。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。  
※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

## Question (年末調整の対象範囲)

私は、会社で年末調整を担当しています。正社員として勤務していた者で、①退職日が11月末日の者、②退職日が12月25日の給与支給日の者、③11月末日で海外子会社に転籍となり、日本に住所を有しなくなった者について、年末調整を行う必要はありますか？

## Answer

年の途中で退職した人等は、原則的には年末調整の対象となりませんが、一定の場合には、その事実が発生したときに年末調整を行います。

一定の場合として、(1)12月支給の給与等の支払を受けた後に退職した場合、(2)年の途中で非居住者となった場合 等があり、設例の②や③の場合は、年末調整を行う必要があります。①の場合は、再就職先で年末調整、又は、本人が確定申告を行えるよう、源泉徴収票を交付します。

## 解説



年の途中で退職した人等については、下記の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

- ①死亡により退職した人
- ②海外支店等に転勤したことにより非居住者となった場合
- ③著しい心身の障害のために退職した場合で、その退職の時期からみてその年中において再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後その年中に給与等の支払を受けることとなっていないとき
- ④12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した場合

また、

- ⑤パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である場合(但し、退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除く)

も年末調整の対象となります。

大雑把な表現をすれば、その後の再就職により国内給与所得の支払を受ける可能性がある中途退職者等は、原則として年末調整の対象となりませんが、上記の場合はそのような給与所得が見込まれないと考え、その時点で年末調整を行うこととなっております。

よって、説例②の場合は退職時、説例③の場合は非居住者となった時に年末調整を行い、説例①の場合は、その後の転職の有無に関らず、原則的には再就職先で年末調整するか、又は、本人が確定申告を行う必要がありますので、退職者に源泉徴収票を交付します。

## 根拠条文等

所得税法 第190条 (年末調整)  
所得税基本通達 190-1 (中途退職者等について年末調整を行う場合)  
平成21年分 年末調整のしかた(国税庁)

※お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または k.tajima@asahitax.or.jp 田島まで